



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

イフィアール

- (1) 「日本IFIARネットワーク」の設立及び第1回総会の開催について
- (2) 金融審議会 市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告について
- (3) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第10回、第11回)の開催について
- (4) 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第10回)の開催及び意見書の公表について
- (5) 「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(第4回、第5回)の開催及びパブリックコメントについて
- (6) 「金融モニタリング有識者会議」(第4回)の開催について
- (7) 「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」の開催(福岡)について
- (8) ファンドモニタリング調査の集計結果について

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

フォトギャラリー



12月6日 中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会にて挨拶する麻生大臣

トピックス

イフィアール (1)「日本IFIARネットワーク」の設立及び第1回総会の開催について

国をあげた誘致の結果、2017 年 4 月、監査監督機関国際フォーラム（イフィアール：International Forum of Independent Audit Regulators）が、金融関係の国際機関として初めて常設事務局を我が国に設立することが決定しました。

イフィアールIFIARは、独立した監査監督当局により構成される国際機関で、監査法人の検査等を通じたグローバルな監査の品質の向上を目的としています。

東京での事務局開設を控え、12 月 7 日（水）に以下を目的とした「日本イフィアールIFIARネットワーク」が設立されるとともに第1回総会が開催されました。

【目的】

- 監査関係団体・経済界・金融資本市場団体等でネットワークを築くことによって、我が国におけるイフィアールIFIAR事務局の活動を支援する。
- イフィアールIFIAR要人との意見交換を通じ、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る。
- 上記を通じて、グローバルな監査品質の向上に貢献する。

第1回総会では、来年4月のイフィアールIFIAR事務局開設に向けた状況の説明や、イフィアールIFIARと投資家や企業の監査委員等ステークホルダーとの対話の状況について有識者よりヒアリングを実施しました。

なお、金融庁としても、2017 年 4 月に予定される事務局開設と東京での本会合開催、その後の円滑な運営に向け、必要な支援を行っていくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの  日本初の金融関係国際機関本部 IFIAR事務局開設 の中の、「[我が国としての取組み](#)」から、「[日本 IFIAR ネットワーク（Japan Network for IFIAR）の設立について](#)」にアクセスして下さい。

(2)金融審議会 市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告について

フェア・ディスクロージャー・ルールとは、企業が、業績動向など公表前の重要な内部情報を特定の証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるものであり、欧米やアジアの主要市場では既に導入済みですが、我が国では導入されていません。

特定の者のみに株価に影響を与える情報が提供されうる状況については、かねてより、個人投資家や海外投資家から、市場で不利な立場に置かれているのではないかとの懸念が示されていました。こうした中、上場会社から、証券アナリスト等、一部の証券市場の関係者に対して、公表前の決算情報が提供され、株式の売買の勧誘を行っていた事例が生じていることが明らかとなりました。

本年4月の金融審議会報告においては、このような状況を踏まえ、我が国においてもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入について具体的に検討することが提言されました。これを受けて、金融審議会の下に設置されたタスクフォースにおいて検討が行われ、本年12月に報告が取りまとめられました。

タスクフォース報告においては、個人投資家や海外投資家を含めた投資家に対する公平かつ適時な情報提供を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようにするため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入すべきであるとされました。当該ルールの導入には、同時に、いわゆる「早耳情報」に基づく短期的なトレーディングではなく、公平に開示された情報の正確な分析に基づく中長期的な視点に立った投資を促すといった意義もあるとされています。

タスクフォースにおける検討の過程では、対象となる情報の範囲が不明確であると、企業による情報発信が後退するのではないかとの懸念も示されました。このため、報告においては、

- ・ルールの対象となる情報の範囲は、上場企業が適切に情報管理できるよう、インサイダー取引規制と基本的に一致させつつ、公表されれば発行者の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性がある公表直前の決算情報などを含める
- ・何がルールの対象となる重要な情報かについて、上場企業と投資家との間でプラクティスを積み上げることができるよう工夫する
- ・ルールの対象となる情報受領者の範囲は、証券会社、投資運用業者、証券アナリスト、投資家等に限定する
- ・違反に対しては、速やかな公表を促すなどの行政的な対応を基本とする
- ・ルールの趣旨についての啓発活動など、上場企業による早期の情報開示や投資家との対話が促進されるよう、環境整備を行っていく

ことが提言されました。

報告を踏まえ、金融庁としては、ルールの導入に向けた具体的な制度設計を進めていくこととしています。ルールの導入を契機として、上場企業がこれまでも増して情報開示に積極的に取り組み、投資家がその情報を活用した中長期的な視点からの投資を活発化させることにより、日本の資本市場がより魅力的なものとなっていくよう、上場企業や投資家などの市場関係者の声をよく聞きながら、具体的な検討を行ってまいります。

なお、第1～3回「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」及び第11回「市場ワーキング・グループ」にかかる資料等につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[公表物](#)」→「[審議会・研究会等](#)」→「[金融審議会](#)」→「[フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース](#)」、「[市場ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

(3)金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第10回、第11回)の開催について

第10、11回「金融審議会 市場ワーキング・グループ」が、それぞれ11月25日(金)、12月7日(水)に開催されました。

市場ワーキング・グループでは、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行っております。第10、11回会合では、7月の第3回、8月の第4回、10月の第6回、11月の第8回に続き「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー」をテーマに、これまでの議論を踏まえ、顧客本位の業務運営に関する原則に盛り込むべき事項(第10回)とその定着を図るための論点(第11回)について議論がなされました。加えて、第11回会合では市場ワーキング・グループの下に設置されている「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」から、その検討結果について報告がなされたほか、「ETF等の投資商品」についても議論がなされました。

なお、第1～7回会合にかかる議事録・資料、第8～11回資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融審議会](#)」から、「[市場ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

(4)「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第10回)の開催及び意見書の公表について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、11月8日に第10回会合を開催しました。同会合では、第6回会合から議論してきた、「企業と機関投資家の間の建設的な対話」に係る取りまとめに向けて、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題した本会議としての意見書の案について議論が行われました。同会合における議論を踏まえ、同月30日に意見書を公表したところです。

意見書においては、

- ① 運用機関において、最終受益者の利益を第一に考えた顧客本位の活動が確保されるよう、系列親会社等との関係から生じうる利益相反の管理やガバナンスを強化すること、
- ② 運用機関の経営陣がスチュワードシップ責任を実効的に果たせるよう、適切な能力・経験を備えた経営陣を確保すること、
- ③ 議決権行使の透明性や最終受益者の利益が確保されるよう、議決権行使結果の公表を充実させること、
- ④ 中長期的な企業価値を促す必要性がアクティブ運用よりも高いパッシブ運用において、より積極的なエンゲージメント(対話)を行うこと、
- ⑤ 運用機関が持続的に自らのガバナンス体制等を改善していくよう、スチュワードシップ・コードの実施状況を自己評価し、公表すること、
- ⑥ 最終受益者の利益が確保されるよう、アセットオーナーがスチュワードシップ活動に関して運用機関に求める事項・原則を明示するとともに、運用機関に対する実効的なモニタリングを実施すること、 等

が提言されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[公表物](#)」→「[審議会・研究会等](#)」→「[スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議](#)」にアクセスしてください。

(5)「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(第4回、第5回)の開催及びパブリックコメントについて

本年3月の「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえ、7月に設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」について、11月24日に第4回、12月5日に第5回検討会が開催されました。

第4回検討会において、具体的なコードの策定に向けて、「原則に盛り込まれるべき事項」として、これまでの議論を踏まえたコードの論点整理が示され、有識者から様々な意見が出されました。

第5回検討会において、第4回検討会での意見を踏まえて作成された具体的なコード案について議論を行い、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)が取りまとめられました。

本コード案については、現在、パブリックコメントを実施(12月15日～翌年1月31日)しており、広く意見を募集しています。

なお、第1回～第4回検討会にかかる資料・議事録、第5回検討会にかかる資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

(6)「金融モニタリング有識者会議」(第4回)の開催について

11月22日(月)に第4回「金融モニタリング有識者会議」が開催されました。

金融モニタリング有識者会議は、平成28年8月、ルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない事業をみた融資への転換等、これまで金融庁が見直してきたモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論、整理するために設置されたもので、第4回会合では、「金融庁がこれまで進めてきた検査・監督の見直し」をテーマとして議論がなされました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、資料・議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[金融モニタリング有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(7)「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」の開催(福岡)について

平成 28 年 12 月 7 日（水）に、「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催し、91 名の方に参加していただきました。

弁護士を講師に招き、金融トラブルから身を守るためにはどのようなことを心がけるべきか分かりやすく講演していただきました。

また、金融庁からは、金融トラブルの相談事例の紹介や、金融商品に関することで少しでも不審に思った場合に、ご相談いただくよう金融サービス利用者相談室の案内をいたしました。

パネルディスカッションでは、金融トラブルについての様々な事例や対処方法等を紹介し、注意喚起を図りました。

(8)ファンドモニタリング調査の集計結果について

金融庁では、ファンド（投資信託、投資法人及び集団投資スキームをいう。）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。）・運用の実態を把握するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、調査を実施しています。平成 28 年 11 月、調査結果の概要を取りまとめ、公表しました。

【調査結果のポイント】

1. 調査対象ファンドの販売（新規募集等）状況（平成 27 年 4 月～同 28 年 3 月）

	販売本数 (本)	販売金額 (億円)	うち「ヘッジファンド」	
			販売本数 (本)	販売金額 (億円)
国内投資信託	28,324	996,516	213	18,435
国内投資法人	80	5,236	－	－
外国投資信託・ 外国投資法人	973	43,381	81	3,943
集団投資スキーム	4,137	23,470	41	115
合計	33,514	1,068,603	335	22,493

（注）販売本数については、複数の販売業者が同一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

2. 調査対象ファンドの運用状況（平成 28 年 3 月末時点）

	運用本数 (本)	運用財産額 (億円)	うち「ヘッジファンド」	
			運用本数 (本)	運用財産額 (億円)
国内投資信託	12,096	2,189,692	210	18,877
国内投資法人	71	164,993	－	－
外国投資信託・ 外国投資法人	848	343,500	106	25,957
集団投資スキーム	4,146	115,858	116	821
合計	17,161	2,814,043	432	45,655

(注) 外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会員（設置されていない場合は販売業者）が回答しています。

3. 適格機関投資家等特例業務（「プロ向けファンド」）の販売（新規募集等）・運用状況（平成27年4月～同28年3月）

		本数（本）	金額（億円）
プロ向けファンド	販売	750	10,815
	運用	2,165	86,531

(注) 販売本数については、複数の販売業者が同一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

4. 海外業者における集団投資スキームの販売（新規募集等）・運用状況（平成27年4月～同28年3月）

		プロ向けファンド		特例投資運用業務		合計	
		本数（本）	金額（億円）	本数（本）	金額（億円）	本数（本）	金額（億円）
集団投資スキーム（海外）	販売	127	4,506			127	4,506
	運用	403	52,777	121	1,518	524	54,295

(注) 販売本数については、複数の販売業者が同一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[ファンドモニタリング調査の集計結果について](#)」（平成28年11月9日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町金第7号館 FAX: 03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 11 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [平成 28 事務年度 金融行政方針について](#)
- [金融審議会「市場ワーキング・グループ」\(第 10 回\) 議事次第](#)
- [都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧](#)
- [金融仲介機能のベンチマークについて](#)
- [「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について](#)
- [金融審議会「市場ワーキング・グループ」\(第 8 回\) 議事次第](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」\(第 10 回\) 議事次第](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100（ナビダイヤル）

（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

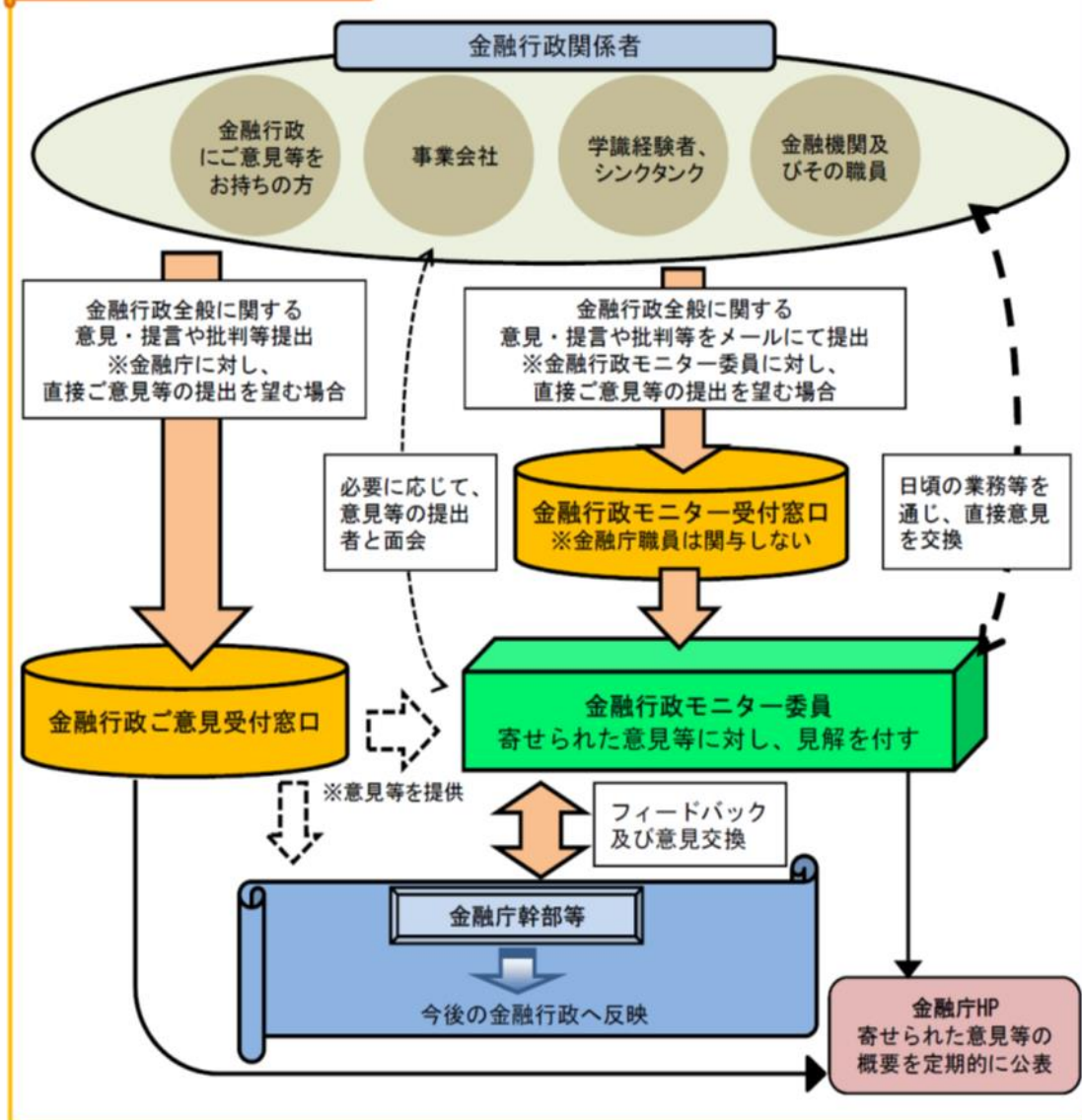
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

